

米原市長 様

提 案 書

第3期米原市自治基本条例推進委員会では、自治基本条例に基づいた市の取組状況の検証をする中で、「情報の共有」について議論を進めてきました。

「情報」はまちづくりを進める上で、欠かすことのできない資源のひとつであり、自治基本条例第7条では、まちづくりの基本原則として「情報の共有」を規定し、情報を単に「提供」や「公開」ではなく「共有」としています。

このことから当委員会では、市の情報発信の在り方だけでなく、市民の情報の受け取り方、さらには市民の間での情報の伝え方などについても検討し、次のとおり提案をまとめましたので報告します。

1. 親しみある広報への転換を推進されたい。

市から市民への情報提供のツールは整ってきましたが、パブリックコメントや委員の公募などの低調な現状を踏まえると、市民が興味を持てる情報の出し方を工夫する必要があると考えます。市民が市の広報紙を通して、自ら考え、地域に対する理解が深められる問題提起型広報に取り組み、その中で気軽に答えられるアンケートや、こども向け広報紙の発行等、様々な世代からの意見が得やすい工夫を行うことを提案します。

2. 区（自治会）における広報紙の発行を推進されたい。

区（自治会）は、市民にとって最も身近な社会組織です。区（自治会）の広報紙は、区民の関心も高く、情報共有の仕組みとして大変有効であるとともに、より良いまちづくりを支える重要なツールであると考えます。現在、約半数の区（自治会）で広報紙が発行されているところですが、今後さらに多くの区（自治会）で広報紙が発行されるよう、区報コンクールの実施もしくは市の様々な広報媒体で紹介するなど啓発を進めるとともに、区報作成のための研修等の支援の実施を提案します。

3. 情報モニターもしくはこれにかわる制度の導入を検討されたい。

市民生活やまちづくりには、市の持つ情報は欠かすことができません。しかしながら、市の発信している情報と市民が知りたい情報は、必ずしも一致しているとは言えません。効率的で効果的な情報の発信、情報の共有について検証するため、多様な年代、職種の市民による情報に関するワークショップを実施するほか、委嘱による情報モニター制度の導入を提案します。

平成 25 年 6 月 11 日

米原市自治基本条例推進委員会